大泉町事業所用地活用奨励金交付事業の実施について

大泉町事業所用地活用奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1　交付目的

町内に事業所及び当該事業所のある一団の土地を所有し、かつ、当該土地に事業所を新たに建設し、又は増設した事業者に対して予算の範囲内において奨励金を交付することで、本町の産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とします。

2　内容

補助対象者	町内に事業所及び当該事業所のある一団の土地（以下「事業所用地」といいます。）を所有する事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。 １　事業所用地に建築面積が５００平方メートル以上の事業所を新たに建設し、又は増設し、かつ、当該事業所を引き続き所有していること。 ２　事業所の新設又は増設に関し、建築基準法、都市計画法その他の関係法令の違反がないこと。 ３　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営んでいないこと。 ４　町税の滞納がないこと。 ※　「事業所」とは、日本標準産業分類による製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、貸倉庫業、宿泊業、飲食サービス業のいずれかの業種に該当する事業の用に供する施設（当該施設に設置する設備を含みます。）をいいます。 ※　「事業者」とは、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社及びこれらの会社を主たる構成員とする法人税法第２条第７号に規定する協同組合等をいいます。
補助対象経費	新たに建設し、または増設した事業所に賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を合算した額について補助を行います。
交付金額	補助対象経費に相当する額とし、上限額は１年度につき１，０００万円とします。 ※　交付金額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。 ※　新たに建設し、または増設した事業所に初めて固定資産税及び都市計画税が賦課される年度を初回として、以後連続す

	る３年間、各年１回交付します。 ※　令和８年３月３１日までにこの要項の規定による認定を受けた者については、交付金額の上限額はありません。
その他	１　奨励金の交付に関し必要があると認めたときは、認定事業者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、若しくはその事務所に立ち入り、又は関係書類の調査を行います。 ２　認定事業者について合併又は分割があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により認定事業所等に係る事業を承継した法人は、町長の承認を得て、当該認定事業者の地位を承継することができます。 ３　奨励金の交付対象となる事業所に設置する設備が他の公的助成の対象となる場合は、当該設備はこの要項による奨励金の対象としません。

３　交付手続

認定申請の方法	新たに建設又は増設した事業所に初めて固定資産税及び都市計画税が賦課される日（その年度の４月１日）の前日までに、交付対象事業者認定申請書（様式第１号）に次の書類を添えて、申請してください。 １　履歴事項全部証明書（会社法人用） ２　登記事項全部証明書（不動産用） ３　その他必要と認める書類
認定の決定等	提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは交付対象事業者認定通知書（様式第２号）により、不適当と認めるときは交付対象事業者不認定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知します。 ※　認定に当たっては、奨励金の目的を達成するために必要な条件を付すことがあります。
認定内容の変更の方法	認定を受けた内容に変更が生じたときは、認定内容変更届出書（様式第４号）に当該変更の内容を証する書類を添えて、届出をしてください。
交付申請の方法、時期等	認定を受けた事業所に賦課された固定資産税及び都市計画税を完納したときは、奨励金交付申請書（様式第５号）に次の書類を添えて、奨励金の算定基準となる固定資産税及び都市計画税の賦課された年の翌年の３月３１日までに申請してください。 １　町税等閲覧同意書（様式第６号） ２　固定資産税・都市計画税課税物件明細書又は公課証明書 ３　その他町長が必要と認める書類
奨励金の交付時期等	提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金交付決定通知書（様式第７号）により通知します。 当該通知を受けたときは、奨励金支払請求書（様式第８号）

	により補助金の請求をしてください。当該請求書が届き次第、補助金を交付します。
奨励金の返還等	補助認定者が次のいずれかに該当したときは、交付対象事業者認定取消通知書（様式第９号）により補助対象事業の認定を取り消します。 １　正当な理由がなく、事業所の操業を開始した日から６年以内に当該事業所の操業を休止し、廃止し、又は操業の規模を縮小したとき。 ２　偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき又は奨励金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。 ３　補助対象事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。 また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還していなければなりません。

4　各種様式

申請書等の様式	１　交付対象事業者認定申請書（様式第１号） ２　交付対象事業者認定通知書（様式第２号） ３　交付対象事業者不認定通知書（様式第３号） ４　認定内容変更届出書（様式第４号） ５　奨励金交付申請書（様式第５号） ６　町税等閲覧同意書（様式第６号） ７　奨励金交付決定通知書（様式第７号） ８　奨励金支払請求書（様式第８号） ９　交付対象事業者認定取消通知書（様式第９号）

5　事業期間

期　　間	令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで （令和１１年３月３１日までにこの要項の規定による認定を受けた者に対して奨励金を交付します。）

6　担当部署

大泉町経済振興課　電話０２７６（６３）３１１１